

ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情趣旨

ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書を国に提出すること。

陳情理由

2022 年 11 月 30 日、ミャンマーの軍事法廷はヤンゴンのダゴン大学の学生 7 人を含む 10 人の民主活動家らに対し死刑判決を言い渡しました。この判決は確固とした証拠に基づかず、公正な適正手続も経ることのない不当極まりない判決であると指弾されています。

2021 年 2 月のミャンマーククーデター以降、ミャンマー軍や警察に逮捕・拘束され秘密法廷において 139 人に死刑判決が出されていますが、そのうちの 97 人に死刑執行の危険があると言われています。7 月にミャンマー軍は 30 年ぶりに民主活動家 4 人の死刑執行を強行し、ASEAN（東南アジア諸国連合）をはじめ、国際的な厳しい批判を受けたばかりです。ミャンマー軍は自国民への空爆等の攻撃を激化させており、これまでに軍の武力と暴力によって 3000 人近くが犠牲となり 140 万人以上が国内避難民となっています。その下であっても平和と民主化を求めるミャンマー国民は軍の苛酷な弾圧に屈することなく、軍への抵抗・抗議活動を繰り返し、粘り強い市民的不服従運動（CDM）を継続しています。

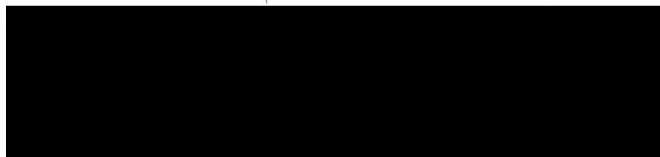
わが国には多くのミャンマー人技能実習生が暮らしていますが、彼ら・彼女たちは、危険となった本国には帰りたくても帰れずに不安な日々を過ごしています。日本政府は、ミャンマー国民の生命と人権を守る立場に立ち、国際人権法を無視し非人道的なミャンマー軍に嚴重抗議するとともに、民主活動家らの死刑執行を即時に中止させるための緊急対応を直ちに実行すべきです。そのために以下の点において、特に国に対し、意見書を提出するよう陳情します。

1. ミャンマー軍に対し、最大限の圧力をかけ、国民統一政府（NUG）を正当な政府として承認すること。
2. 人道支援は NUG や市民団体経由で行い、ODA（政府開発援助）や投資を一時的に停止すること。
3. ミャンマーの民主主義回復のために、国際社会に働きかけ、ミャンマー軍を支援するロシアや中国の武器供与を即時中止させること。

2023 年 5 月 16 日

知事 議会議員 中野智基 様

陳情者



ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書（案）

2022 年 11 月 30 日、ミャンマーの軍事法廷はヤンゴンのダゴン大学の学生 7 人を含む 10 人の民主活動家らに対し死刑判決を言い渡した。

2021 年 2 月のミャンマークーデター以降、ミャンマー軍や警察に逮捕・拘束され秘密法廷において 139 人に死刑判決が出されているが、そのうちの 97 人に死刑執行の危険があると言われている。7 月、ミャンマー軍は 30 年ぶりに民主活動家 4 人の死刑執行を強行し、A S E A N（東南アジア諸国連合）をはじめ、国際的な厳しい批判を受けたばかりである。ミャンマー軍は自国民への空爆等の攻撃を激化させており、これまでに軍の武力と暴力によって 3000 人近くが犠牲となり 140 万人以上が国内避難民となっている。

その下であっても平和と民主化を求めるミャンマー国民は軍の苛酷な弾圧に屈することなく、軍への抵抗・抗議活動を繰り返し、粘り強い市民的不服従運動（CDM）を継続している。国民の意思は明確であり、国際社会もそれを支持している。国軍は直ちに暴力をやめ、クーデター後に東南アジア諸国連合（A S E A N）と交わした「5 項目合意」に沿った対話に乗り出すべきではないか？

わが国には多くのミャンマー人技能実習生が暮らしているが、彼ら・彼女たちは、危険となった本国には帰りたくても帰れずに不安な日々を過ごしている。

日本政府は、ミャンマー国民の生命と人権を守る立場に立ち、国際人権法を無視し非人道的なミャンマー軍に嚴重抗議するとともに、民主活動家らの死刑執行を即時に中止させるための緊急対応を直ちに実行すべきである。

そのために以下の点について要請する。

記

1. ミャンマー軍に対し、最大限の圧力をかけるとともに効果的な外交努力を行うこと。
2. ミャンマー国民の圧倒的な支持を集める国民統一政府（NUG）を正当な政府として承認すること。
3. 人道支援を除く ODA（政府開発援助）や投資を一時的に停止し、人道支援は NUG や市民団体経由で行うこと。
4. 日本政府の外交的影響力を最大限に行使して国連や A S E A N をはじめ、国際社会全体に、ミャンマーの民主主義回復のために積極的に関与し、国際社会に働きかけること。
5. ロシアや中国の戦闘機が空爆に使われている。ミャンマー軍を支援するロシアや中国に対し、ミャンマー軍への武器供与を即時中止させるための実行力ある措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議会

宛て先、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣